事 務 連 絡 令和6年1月12日

公益社団法人日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者に適 宜御周知願います。

事 務 連 絡 令和6年1月12日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところです。

テロ資金供与に巻き込まれることは、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、医療法人全体の信頼を損ね、地域の医療提供体制を脅かすことにも繋がりますので、当課としても、政府の取組の周知、国際展開を行う医療法人への監督・指導の徹底をお願いしてきたところですが、テロ資金供与への悪用防止の取組をより実効性の高いものとするため、国際展開を行っている医療法人を対象にモニタリングの実施を下記のとおりお願いいたします。

なお、今般の令和6年能登半島地震の影響により実施することが困難な場合は、当該地震への対応が落ち着き次第、実施いただくようお願いいたします。

記

1 モニタリングフローチャートの実施

- ・ 別添 1 (モニタリングフローチャート) により、追加アプローチの要 (「資金移動」の項目に高リスクがある場合又は「海外パートーナー」の項目に 2 つ以上の高リスクがある場合) ・不要を確認してください。
- 1法人で複数国において国際展開を行っている医療法人においては、国ご とに実施してください。
- ・ 現在、国際展開を行っている医療法人に対するモニタリングフローチャートの結果は、2月16日(金)までに当課あて報告してください。また、新しく国際展開を行う医療法人についても、実施後速やかに報告いただきま

すようお願いいたします。

2 追加アプローチの実施

1 で追加アプローチ要となった医療法人には、別添 2 (リスク項目確認票) を送付いただき、追加アプローチを実施してください(対面、Web 方式等形式 は問いません。)。

追加アプローチの結果、テロ資金供与リスクの懸念がある場合(質問の回答で「いいえ」とされたもの)、改善に向けた取組について、医療法人に指導いただきますようお願いいたします。

また、追加アプローチの結果 (リスク項目確認票の回答) 及びテロ資金供与 リスクの懸念に対する指導を行った場合における当該指導内容について、改 善するまでの間、定期的に当課あて報告いただきますようあわせてお願いい たします。

なお、現在、国際展開を行っている医療法人で追加アプローチ要となった医療法人については、追加アプローチを早々に実施いただき、3月 15 日(金)までに当課あて報告いただきますようお願いいたします(新しく国際展開を行う医療法人で追加アプローチ要となった場合も、適時、追加アプローチを行っていただき当課あて報告いただくようお願いいたします。)。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室 電話番号 03-5253-1111 (内線 2640)

E-mail iryouhoujin@mhlw.go.jp

モニタリングフローチャート 別添1 事業実施 提出日: 法人名: **していて、記載・選択ください。** ①該当性の確認 ②チェックポイントの確認 ③リスク判定 ④アプローチ 1 - ①. 資金移動手段 定款又は寄附行為に 1. 資金移動 Yes 1-③. 着金の確認 Yes 「海外における医療施設の運営に関する業務」 現金の輸送又は国 金融機関以外の利 職員の立ち会い等、 用 (現金の輸送など) を掲げる医療法人が対象 外への送金を行って 着金の確実な確認の いるか。 はあるか。 ために対策を講じて 国・地域の該当性確認 いるか。 No 高リスクが、 FATFの公表する -1つでもあれば ・ブラックリスト Yes 1-②. 証拠書類の保存 Yes 高リスク判定 ・グレイリスト 現金の輸送や国外への送金に係る証拠書類(資金が本来目的とした合法的 に指定する国・地域 及び な用途に使用されたことを証明する書類)を保存しているか。 ・ロシア で活動実績があるか。 No (参考) ブラックリスト 2. 海外パートナー Yes 2-①. リストとの照合 Yes High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action - October 2023 現地の団体や個人 海外パートナーの確認のために、財務省告示や国家公安委員会告示公表の グレイリスト とパートナーシップ 個人・団体のリストをはじめとする一定のリストとの照合を組織として行っ Jurisdictions under Increased Monitoring - 27 October 2023 (契約)を結んでい ているか。 ※経済制裁措置及び対象者リスト ※国際テロリスト等財産凍結法関係 ※ 2024.1.1時点のものです。最新のものはHPで確認ください。 るか。 2 - ②. 法人形態等 ※ 海外パートナー 海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法 ①共同運営の法人 令の確認等を行っているか。 ②医療従事者等派遣施設 高リスクが、 2-③. 活動実績 Yes 2つ以上あれば 海外パートナーについて、活動実績を確認しているか。 高リスク判定 2-④. 海外パートナーからの会計報告等 海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めているか。

追加アプローチ不要

リスク項目確認票

提出日:	
法人名:	
事業実施国:	

について、選択・記載ください。				
事項	回答	改善に向けた取組(時期、内容)		
1. 情勢				
① 事業を実施している国・地域及びその周辺にお				
けるテロ行為の発生状況を確認していますか。				
(補足)				
● 国際テロ情勢に係る動向を取りまとめている	「国際テロリ	ズム要覧」(公安調査庁)や、テロ情報を含		
めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外	安全ホームペー	ージ」(外務省)などの情報を踏まえて、事		
業の実施国・地域がテロ行為にさらされている:	地域やその周	辺に該当するかどうかを確認することが重要		
です。 国際テロリズム要覧		海外安全ホームページ		
国際プロリヘム安見		一海外女主 が一ムペーシ		
2. 資金移動 ※ 該当しない場合は「−」。				
① 現地での金融機関の口座からの引出しや経費の				
支出に当たっての手順を定めていますか。				
② 現金や金融機関の口座、その他の財産の管理方				
法を定め、定期的に確認していますか。				
③ 現地で目的外の資金等に悪用された(悪用され				
る蓋然性が高い)場合の対応について定めていま				
すか。				
- ④ 金融機関以外を利用した場合、職員の立ち会い				
■ 等、着金の確実な確認のために対策を講じていま				
すか。				
金が本来目的とした合法的な用途に使用されたこ				
とを証明する書類)を保存していますか。				

(補足) ※現地の法人での資金管理

- 現地で金融取引や現金での支払い等を行う際の取扱い(引出しを行う者とは別の者からの承認を得る等) や口座の入出金の記録の保存、その定期的な確認等、口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順を あらかじめ定めておくことが重要です。【①関係】
- 資金(現金や預金)や帳簿の管理は1人に任せず、複数者で行ってください。また、実際の資産の管理 状況と支出報告や帳簿との整合性を定期的に確認してください。【②関係】
- 資金が悪用された(される恐れのある)場合、適切な対応を検討するための体制をあらかじめ定めておくことも重要です。【③関係】

(補足) ※国外送金等

- 金融機関等には、犯罪収益移転防止法または外為法により、テロ資金供与を防止するための規制が設けられています。医療法人が資金を移動させる場合には、原則として、これらの金融機関等を利用してください。【④関係】
- 紛争地域や被災地などでは、現金以外の利用が困難な場合もあります。現金の輸送や金融機関等以外の 送金手段の利用は、一般にテロ資金供与の高いリスクを伴うため、例外扱いとしてください。【④関係】
- 現金の輸送や金融機関等以外の送金手段を利用する必要がある場合には、これらを利用する者とは別の 責任者が利用の承認を行うなど、法人内部のルールをあらかじめ取り決めておくことが重要です。その上 で、現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は必要最小限の金額とするとともに、支出先の身元を 十分確認してください。【④関係】
- 医療法人から海外の拠点(自法人の海外拠点や海外パートナー)への資金の移動について、資金の流れ を証明する証拠書類を確認し、保管してください。【⑤関係】

3 海外パートナー ※ 該当しない場合は「-」。

・ 海外へ 「ブーニー 然 畝ヨしない物口は 一 」。			
① 海外パートナーについて、テロリストやテロ組織との関わりがないことを確認していますか。			
② 海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法令の確認等を行っていますか。			
③ 海外パートナーについて、活動実績を確認しているか。			
④ 海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めていますか。			

(補足)

- 現地法人と共同で医療機関の運営、現地法人への医療技術等の教授等、現地のパートナーと連携することがあります。海外パートナーがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等の対象となっていないか確認することはテロリストの関与を避けるため重要です。【①関係】
- また、海外パートナーがどのような法律に基づき設立され、現地の規制当局に登録されているか。その 法律により、団体にはどのような規制が設けられているか、これまでどのような活動実績があるか、確認 することも重要です。【②、③、④関係】
- なお、海外パートナーの事業内容が漠然としている。海外パートナーからの提案に、未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が含まれている。海外パートナーの主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。海外パートナーから現金での支払いを求められる。海外パートナー名義でない口座への振込や、海外パートナーの拠点もなく、事業も行っていない国の口座への振込を求められる。パートナーが異常なレベルの守秘義務を求めてくる。といった事例があった場合は医療法人が悪用されるリスクが高い可能性がありますので、注意が必要です。【①、②、③、④関係】

経済制裁措置及び対象者リスト

国際テロリスト等財産凍結法関係